

社会福祉法人東京福祉会 定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

ア 助葬事業の経営

イ 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

ア 助成事業の経営

イ 老人デイサービスセンターの経営

ウ 老人短期入所事業の経営

エ 生計困難者に対する相談支援事業

オ 生活困難者に対して、簡易住宅を貸し付ける事業の経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人東京福祉会という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を東京都文京区千駄木 3 丁目 5 2 番 1 号に置く。

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 10 名以上 14 名以内を置く。

ただし、理事の員数を超える数とする。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員に対して、各年度の総額が 3 3 6 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第 3 章 評議員会

(構成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 13 条 評議員会に議長を置く。

- 2 議長は、その都度評議員の互選により選任する。

(決議)

第 14 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事9名以上11名以内
- (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。
- 3 専務理事及び常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
- 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第17条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、専務理事及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第20条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的

記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

- 第 21 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了までとする。
 - 3 理事又は監事は、第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
 - 4 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

- 第 22 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

- 第 23 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

- 第 24 条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(職員)

- 第 25 条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の事務局長及びこの法人の設置経営する施設の長は、理事会において、選任及び解任する。
 - 3 前項以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

- 第 26 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 29 条 理事会に議長を置く。

- 2 議長は、その都度理事の互選により選任する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 32 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の 3 種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 建物

ア 東京都文京区千駄木三丁目 2 4 6 番地 3、2 4 6 番地 4 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 5 階建法人本部事務所及び集会所建物 1 棟

(延 1, 9 3 1. 7 5 平方メートル)

イ 東京都練馬区小竹町一丁目 6 1 番地 1、6 1 番地 5、6 2 番地 2、6 2 番地 3 所在の鉄骨・鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺・陸屋根 3 階建集会所建物（第一会館）1 棟

(延 2, 0 2 4. 2 0 平方メートル)

ウ 東京都練馬区小竹町一丁目 6 1 番地 1、6 1 番地 5、6 2 番地 2、6 2 番地 3 所在の鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺平家建守衛所建物 1 棟

(6. 6 0 平方メートル)

エ 東京都練馬区小竹町一丁目 6 1 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建集会所建物（第二会館）1 棟

(延 9 6 2. 3 8 平方メートル)

- オ 東京都練馬区小竹町一丁目61番地1所在の鉄骨・鉄筋コンクリート造銅板葺・陸屋根地下1階付2階建納骨堂建物1棟
(延 290.08平方メートル)
- カ 東京都練馬区小竹町一丁目61番地1所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建受付建物(納骨堂管理事務所)1棟
(32.67平方メートル)
- キ 東京都練馬区桜台3丁目7番地2所在の鉄骨造陸屋根2階建事務所建物1棟の内1階部分
(延 194.41平方メートル)
- ク 東京都国立市大字谷保字天神下892番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根4階建会館建物(ホール多摩国立)1棟
(延1,292.26平方メートル)
- ケ 東京都文京区千駄木4丁目339番41所在の鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付2階建倉庫建物1棟
(延 321.50平方メートル)
- コ 練馬区高松二丁目3341番地4、3352番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付3階建特別養護老人ホーム練馬高松園園舎1棟
(延4,641.21平方メートル)
- サ 東京都練馬区高松二丁目3349番地1、3348番地1、3351番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建特別養護老人ホーム第2練馬高松園園舎1棟
(延3,608.20平方メートル)
- シ 東京都練馬区高松二丁目3863番地2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付き3階建特別養護老人ホーム第3練馬高松園園舎1棟
(延3,779.42平方メートル)

(2) 土地

- ア 東京都文京区千駄木3丁目246番3所在の法人本部事務所及び斎場敷地1筆
(505.78平方メートル)
- イ 東京都文京区千駄木3丁目246番4所在の助葬事業の作業所敷地1筆
(82.64平方メートル)
- ウ 東京都練馬区小竹町1丁目61番1所在の霊園敷地1筆
(3,007.09平方メートル)
- エ 東京都練馬区小竹町1丁目61番5所在の斎場敷地1筆
(152.19平方メートル)
- オ 東京都練馬区小竹町1丁目62番2所在の斎場敷地1筆
(350平方メートル)
- カ 東京都練馬区小竹町1丁目62番3所在の斎場敷地1筆
(136平方メートル)

- キ 東京都練馬区小竹町1丁目6番4号所在の斎場敷地1筆
(96.71平方メートル)
- ク 東京都練馬区小竹町1丁目6番5号所在の斎場敷地1筆
(71.66平方メートル)
- ケ 東京都練馬区桜台3丁目7番2号所在の事務所敷地1筆
(182.48平方メートル)
- コ 東京都国立市大字谷保字天神下892番1号所在の会館敷地1筆
(1,020平方メートル)
- サ 東京都国立市大字谷保字天神下650番1号所在の駐車場用地1筆
(859平方メートル)
- シ 東京都国立市大字谷保字天神下893番号所在の駐車場用地1筆
(200平方メートル)
- ス 東京都国立市大字谷保字天神下893番2号所在の駐車場用地1筆
(47平方メートル)
- セ 東京都国立市大字谷保字天神下893番3号所在の駐車場用地1筆
(6.17平方メートル)
- ソ 東京都文京区千駄木4丁目339番41号所在の倉庫敷地1筆
(216.76平方メートル)
- タ 東京都練馬区高松二丁目3341番4号所在の特別養護老人ホーム練馬高松園敷地1筆
(2,315.17平方メートル)
- チ 東京都練馬区高松二丁目3352番1号所在の特別養護老人ホーム練馬高松園敷地1筆
(1,429.00平方メートル)
- ツ 東京都練馬区高松二丁目3352番5号所在の特別養護老人ホーム練馬高松園敷地1筆
(131.00平方メートル)
- テ 東京都練馬区高松二丁目3352番6号所在の特別養護老人ホーム練馬高松園敷地1筆
(137.00平方メートル)
- ト 東京都練馬区高松二丁目3355番4号所在の特別養護老人ホーム練馬高松園敷地1筆
(281.00平方メートル)
- ナ 東京都練馬区高松二丁目3348番1号所在の特別養護老人ホーム第2練馬高松園敷地1筆
(667.00平方メートル)
- ニ 東京都練馬区高松二丁目3349番1号所在の特別養護老人ホーム第2練馬高松園敷地1筆
(2,267.00平方メートル)
- ヌ 東京都練馬区高松二丁目3351番1号所在の特別養護老人ホーム第2練馬高松園敷地1筆
(605.00平方メートル)
- ネ 東京都練馬区高松二丁目3347番20号所在の特別養護老人ホーム第2練馬高松園敷地1筆
(26.17平方メートル)

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第40条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第33条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、東京都知事の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、東京都知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第34条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 37 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 38 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 39 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 40 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 国家公務員共済組合連合会加入組合員並びにその家族、会友等の葬祭及び関連付帯事業
- (2) 低所得者の葬祭に関連する相談事業
- (3) 遺骨を保管するための聖恩山霊園の運営
- (4) 居宅介護支援事業
- (5) 介護人材育成研修事業
- (6) 介護予防支援事業
- (7) 地域包括支援センターの運営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 8 章 解散

(解散)

第 41 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 42 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第 43 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、東京都知事の認可（社会福祉法第 45 条の 3 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を東京都知事に届け出なければならない。

第 10 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、社会福祉法人東京福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 45 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理 事	渡 辺 容 康
理 事	大 保 精 吾
理 事	宮 田 国 蔵
理 事	当 間 謙 太 郎
理 事	市 村 駒 之 助
監 事	堀 越 嘉 太 郎
監 事	石 川 寅 雄

- 2 昭和 6 2 年 6 月 1 5 日付認可に伴い増員される理事の任期は、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず昭和 6 4 年 5 月 3 0 日までとする。
- 3 平成 5 年 2 月 1 日付定款変更認可申請に伴い増員される理事の任期は、定款第 9 条の規定にかかわらず、平成 5 年 5 月 3 0 日までとする。
- 4 平成 1 2 年 1 月 2 4 日付定款変更認可申請に係る理事及び評議員の増員に伴い、選任 される理事及び評議員の任期は、理事定款第 1 0 条及び評議員定款第 1 6 条の規定にかかわらず、平成 1 3 年 5 月 3 0 日までとする。

昭和 2 7 年 5 月 1 0 日 厚生大臣認可 (厚生省東社第 1 4 1 号) 変更

昭和 2 9 年 9 月 2 4 日 第 27 条 (厚生省東社第 3 9 0 号)

昭和 3 2 年 6 月 7 日 第 5,6,9,11 条 (厚生省東社第 1 9 3 号)

昭和 3 3 年 8 月 1 6 日 第 2 条削除 (厚生省東社第 2 3 8 号)

昭和 3 4 年 7 月 7 日 第 6,13,14 条 (厚生省東社第 2 8 6 号)

昭和 3 5 年 9 月 1 2 日 第 14 条 (厚生省東社第 3 1 3 号)

昭和 3 8 年 3 月 7 日 第 4,14 条 (厚生省収社第 1 3 3 号)

昭和 4 1 年 8 月 2 8 日 第 13 条削除
第 4,14 条変更 (社 庶第 4 0 0 号)

昭和 4 3 年 1 1 月 2 日 第 3,4,5,14,15,16,17,18,19,21,22,23,24,25,27,28,29 条
(社 庶第 5 1 6 号)

昭和 4 5 年 6 月 2 4 日 第 5,6,8,11 条 (厚生省社第 4 0 0 号)

昭和 5 1 年 1 2 月 1 3 日 第 1,5,6,7,8,11,14,18,25 条 (厚生省社第 1 0 5 8 号)

昭和54年	6月15日	第14条	(社 庶第158号)
昭和54年	8月31日	第9,14,15,24,29条	(厚生省社第780号)
昭和58年	4月26日	第1条	(厚生省社第339号)
昭和62年	5月18日	社会福祉事業法の一部改正に伴う変更及び基本財産の増減に伴う変更	(62福指一第100号)
昭和62年	6月15日	第4条,附則	(62福指一第192号)
昭和63年	10月13日	第17条	(63福指一第446号)
平成3年	3月19日	第2,13,15,17,18,24,27,28,29条	(2福指指第348号)
平成3年	3月30日	第17条	(3福指指第881号)
平成5年	2月9日	準則に伴う変更及び第4,11,16条	(4福指指第778号)
平成5年	11月15日	第2種社会福祉事業開始に伴う変更 第1条	(5福指指第478号)
平成7年	4月5日	準則に合わせた変更	(6福地推第808号)
平成7年	12月20日	基本財産減少に伴う変更	(7福地推第564号)
平成10年	3月16日	準則に合わせた変更及び第5条	(9福地推第818号)
平成11年	10月22日	基本財産増加に伴う変更	(11福地推第407号)
平成12年	2月10日	理事及び評議員増に伴う変更	(11福地推第746号)
平成13年	1月10日	特養等事業開始に伴う変更	(12福地推第812号)
平成13年	10月12日	準則に合わせた変更	(13福総監第460号)
平成19年	1月9日	基本財産増減、簡易住宅貸付事業の受託開始、 準則に合わせた変更	(18福保指指第1023号)
平成20年	3月6日	基本財産増、準則に合わせた変更	(19福保指指第1220号)
平成21年	2月16日	基本財産増減に伴う変更	(20福保指指第1115号)
平成23年	12月20日	基本財産増減に伴う変更	(23福保指指第1065号)
平成25年	5月23日	ホール多摩名称変更及び 介護人材育成研修事業開始に伴う変更	(25福保指指第200号)
平成25年	11月25日	基本財産増減に伴う変更	(25福保指指第723号)
平成28年	11月25日	定款例に合わせた変更	(28福保指指第720号)

平成30年1月29日 事業廃止及び開始による変更認可 (29福保指指第867号)

1. この改正は定款変更認可の日から施行する。ただし第1条(2)エ 老人介護支援センターの経営を削る改正は、平成30年3月31日までは、なお効力を有する。

令和3年7月9日 基本財産増加に伴う変更 (3福保指指第257号)